

## 法改正情報

※構造かわらばんのバックナンバーを、名古屋支店の入り口横に置きました。

「積雪後の降雨の影響を考慮した積雪荷重の割り増し」が、平成31年1月15日に施行されます。

○背景…平成26年2月の関東甲信越の大雪の際に、特に降雪後に降雨が重なった地域で、体育館など、「大スパン、緩勾配、軽い屋根」の崩落などが発生しました。

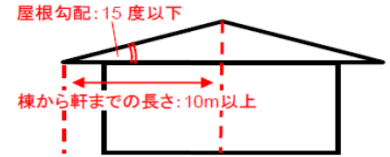
○この規定は、H19国交告第594号（保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件）に、第2第三号ホとして追加されます。  
原則として、構造計算が必要な対象建築物は、積雪荷重の割り増しが必要です。

○対象は、「多雪区域以外の区域、かつ垂直積雪量が0.15m以上」で、「屋根版がRC造またはSRC造以外」で、「特定緩勾配屋根部分」を有する建築物です。例えば、大きな工場を想像していただくと、判りやすいと思います。

・特定緩勾配屋根部分…屋根勾配が15度以下、かつ、最上端～最下端が10m以上の屋根の部分

○例えば、長さ25m、勾配2度、垂直積雪量30cmで試算すると、割り増し係数は、約1.23になります。

○既存不適格増築の際には、既存部分にも割り増しが適用される場合があるため、注意が必要です。



大スパン・緩勾配の屋根



運用など未確定な部分もありますが、法文をはじめ、不明な点は、構造審査担当にお尋ねください！

## 法令クイズ！ 真実か？ウソか？ ～軽微な変更(規則3条の2 八号)～

規則3条の2 八号→規則3条の2第1項第八号のこと

### <前号の答え>

前号の答えなんだが「法18条第2」に「建築物の建築主が国、都道府県…の場合」と記載があり、県立病院の建築主は都道府県になるから計画通知ということになるんだ。そもそも「建築場所では決まらない」ということだね！！



次は軽微変更になるかどうかの問題だよ!! 「一部の床スラブ位置を下げることに伴い大梁位置も下がることになるんだが、変更部材及び変更部材に接する部材の安全性を手計算で確かめ、全体架構の再計算は不要なケースの変更がある!!」  
この場合は「軽微な変更」となる!!

「○真実か、×ウソか」



周辺部材の安全性を確かめ、全体架構の再計算が不要であればA4の紙枚数程度の検討書で済む。又、構造耐力上主要な部分の「位置の変更」は「規則3条の2 八号」に該当するから、「○真実」だ



「規則3条の2 八号」には「横架材(小はり)その他これに類するものに限る」と記載されていることを見逃してはいけない。大梁の位置の変更はこれに該当しないので、「計画変更」つまり答えは「×ウソ」だ



説明の便宜上、軽微な変更には該当しない計画変更を「計画変更」と称しています。

答えは「○真実」だ!  
大梁の位置の変更が規則3条の2 八号に該当しないのは正しいのだが…。理由は「建築構造審査・検査要領-確認審査等に関する指針 運用解説編 2016年版- 編集 日本建築行政会議」に記載されている。キーワードは「一の変更」だ来月の解説を楽しみにしてくれ～



画像は株式会社ワタナベエンターテインメントのLINEスタンプを引用。

## 編集後記



初夏を思わせるような春爛漫の陽気です。さて、冒頭でお伝えした積雪荷重の割り増しですが、既存不適格建築物の増築または改築を行う場合、既存建築物についても積雪荷重を割り増して安全性を確認することが必要となるケースがあります。既存部分の構造計算書がない場合、どのようにしたら安全性を確認できるかが新たに私共の課題となりそうです。

